

○薬剤師免許関係各申請書類一覧

申請内容	改正前	改正後		
		日本国籍を有する者	外国籍の者(特別永住者・中長期在留者)	外国籍の者(短期在留者)
免許申請 (規則第1条)	○申請書(様式第1) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本(日本国籍を有しない者は外国人登録原票) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本 ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・住民票の写し ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面	○申請書(様式第1) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書 ・後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項の規定による後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面
名簿訂正 (規則第3条)	○申請書(様式第2) ・戸籍の謄本又は抄本(日本国籍を有しない者は外国人登録原票)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本	○申請書(様式第2) (添付書類) ・住民票の写し ・申請の事由を証する書類(※2)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1) ・申請の事由を証する書類(※2)
書換交付申請 (規則第5条)	○申請書(様式第4)	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・戸籍の謄本又は抄本	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・住民票の写し ・申請の事由を証する書類(※2)	○申請書(様式第4) (添付書類)(※3) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1)
再交付申請 (規則第6条)	○申請書(様式第5)	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・住民票の写し	○申請書(様式第5) (添付書類)(※3) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※1)

(※1)

【旅券】

- ・籍又は名簿の登録事項(国籍、氏名、生年月日、性別)が記載されていること。
- ・都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。(申請者が作成のもので可)

【その他の身分を証する書類】

- ・当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・免許申請に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)

(※2)【申請の事由を証する書類】

- ・公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項(氏名、国籍等)の変更前の内容が記載されているもの。
- ・具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・外国語で記載されている書類の場合は、当外国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県における原本と相違ない旨の証明を附すこと。(原本照合可)
- ・変更の履歴が記載されている住民票が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。

(※3)名簿訂正と同時申請の場合、添付書類は共有可能